

木更津市保育士修学資金貸付制度のご案内



木更津市役所朝日庁舎（イオンタウン木更津朝日2階）

健康こども部こども保育課

T E L : (0438) 23-7245 （直通）



1 制度の概要について

この制度は、市内に住所を有し指定保育士養成施設に在学の方、又は、市外に住所を有し市内の指定保育士養成施設に在学の方で、卒業後に保育士登録を行い市内の保育所等において勤務しようとする方に対して、修学資金の貸付けを行う制度です。

本制度を活用し、指定保育士養成施設を卒業後1年以内に市内の保育所等で保育士業務に従事し、かつ、3年間継続して従事された場合、貸付金の返還債務が免除されます。

2 貸付要件

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①市内に住所を有し指定保育士養成施設に在学している方、又は市外に住所を有し市内に所在する指定保育士養成施設に在学している方
- ②指定保育士養成施設を卒業後、市内の保育所において1日6時間以上かつ月20日以上勤務する意思のある方

3 募集人数

約20名 ※申込者の貸付希望額や貸付開始時期により変動します。

4 貸付金額・貸付期間・利子・連帯保証人

貸付金額等は以下のとおりとなります。

- ①貸付金額 月額3万円以内、年間36万円を限度（総額72万円以内）
- ②貸付期間 申請を行った日の属する年度の4月から指定保育士養成施設の正規の修学期間を終了する日の属する月まで
- ③利子 無利子
- ④連帯保証人 成年で独立して生計を営む方1名

5 他の貸付制度等との併給

千葉県保育士修学資金貸付制度との併給は可能ですが、他の市区町村に所在する保育所等への勤務を対象としている貸付制度等及び他の職種になることが対象となっている貸付制度等との併給はできません。

6 申込期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

※募集期間であっても、予算額に達し次第終了します。

7 申請方法

修学資金の貸付けの申請は、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①木更津市保育士修学資金貸付申請書（第1号様式）
- ②推薦書（第2号様式）
- ※在学する施設の証明を受けてください。
- ③住民票の写し

8 貸付審査及び貸付請求

申請後、貸付けの審査を行い、本人あてに貸付けの決定の可否について通知しますので、決定通知書を受領後、下記書類を提出してください。なお、年度ごとに同様の申請が必要となります。貸付の決定も年度ごと審査を行い、可否について通知します。

【提出書類】

- ①誓約書（第4号様式）
- ②木更津市保育士修学資金貸付請求書（第5号様式）
- ③連帯保証人の印鑑登録証明書

9 貸付けの開始

貸付けは、上記【8貸付の審査及び貸付請求】における貸付決定月に開始し、必要書類の提出から1～2か月後に指定の口座に毎月振り込みします。

当該年度の4月から対象となります。令和5年度も対象となりますので、経過月で必要な金額をご請求いただけます。※各月分の請求書が必要です。

10 現況報告等

貸付け後、以下の事項について報告が必要となりますので、必要書類を提出してください。

【在学中の方】 ※在学中の方は全員提出になります

- ①木更津市保育士修学資金貸付金借受人現況報告書（第11号様式）
- ※在学または勤務する施設の証明を受けてください。

【在学中の方で継続して貸付けを希望する方】 ※該当者のみ提出になります

- ①木更津市保育士修学資金貸付申請書（第1号様式）
- ※推薦書及び住民票の写しは不要

【卒業する方】 ※卒業する方は全員提出になります

①木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)

※卒業した施設の証明を受けてください。

②保育士登録証の写し

③木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)

※連帯保証人の実印を押印のこと

④連帯保証人の印鑑登録証明書

【卒業する方で保育士として市内保育所等に勤務する方】 ※該当者のみ提出になります

①木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式)

②勤務証明書(第10号様式)

③木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式)

11 貸付けの停止

下記の事由に該当する場合は、修学資金貸付が停止となりますので、速やかに必要書類を提出してください。

(1)休学したとき

※復学した時は、速やかにご連絡をお願いします。TEL:0438-23-7245(こども保育課)

【提出書類】

①木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)

※在学する施設の証明を受けてください。

12 貸付けの取り消し

下記の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けが取り消しとなりますので、速やかに必要書類を提出してください。

(1)死亡したとき

(2)修学資金の貸付けを必要としなくなったとき

(3)上記【2貸付要件】における要件を欠くに至ったとき

(4)心身の故障により修学の見込みがないと認められるとき

(5)学業成績が(著しく)不良となったと認められるとき

(6)偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき

【提出書類】

■上記(1)の場合

木更津市保育士修学資金借受人死亡届(第12号様式)

※死亡診断書、戸籍謄本等 死亡の事実を証明する書類の写しを添付してください。

■上記(2)及び(3)の場合

①木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)

※在学する施設の証明を受けてください。

②木更津市保育士修学資金貸付辞退届出書(第7号様式)

■上記(4)~(6)の場合

※速やかにご連絡をお願いします。Tel:0438-23-7245(こども保育課)

13 返還事項

以下の事項に該当する場合は、貸付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに必要書類を提出してください。

(1)修学資金貸付が取り消されたとき

(2)指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内の保育所等に1日6時間以上かつおおむね月20日以上勤務形態で勤務しなかったとき

(3)市内の保育所等に3年以上勤務しなかったとき

【提出書類】

■上記(1)の場合

①【12貸付の取り消し】の提出書類

木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)

※在学する施設の証明を受けてください。

②木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)

③木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)

■上記(2)及び(3)の場合

①木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)

②木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)

③木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)

14 返還期間・方法

返還期間及び返還方法は以下のとおりとなります。

(1)返還期間 5年以内

(2)返還方法 月賦、半年賦による均等払い(一括又は繰上げ返済も可能)

15 返還の猶予

以下の事項に該当する場合は、返還猶予となりますので、速やかに必要書類を提出してください。

(1)修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。

ただし、死亡したこと及び偽りその他不正な手段で貸付を受けたことにより修学資金の貸

付けを取り消された場合は、返還猶予とはなりません。

(2)返還免除を受けると見込まれるとき

(3)災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

【提出書類】

①木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式)

②その他、事由を証明する書類

16 返還の免除

以下の事項に該当する場合は、貸付けた修学資金の全額又は一部が免除となりますので、速やかに必要書類を提出してください。

(1)指定保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、市内の保育所で3年間継続して保育等に従事したとき

※病気や出産などの事由により従事できなかった期間は従事期間とはなりません。復職後、従事期間として算定します。

※転職した場合でも継続して保育士として従事した場合は、従事期間として算定します。

(2)借受人が死亡したとき

【提出書類】

①木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)

②木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)

③木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第19号様式)

17 届出事項

貸付け後、以下の事項について届出が必要となりますので、必要書類を提出してください。

(1)氏名、住所、電話番号に変更が生じた場合

(2)連帯保証人が変更となった場合

(3)貸付金の返還方法を変更する場合

(4)休学、停学等就学の状況について変更が生じた場合

(5)保育所等に就職した場合や休職、退職等した場合

【提出書類】

■上記(1)の場合

①木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式)

■上記(2)の場合

- ①木更津市保育士修学資金連帯保証人変更申請書(第14号様式)
- ②誓約書(第4号様式)
- ③連帯保証人の印鑑登録証明書

■上記(3)の場合

- ①木更津市保育士修学資金返還方法変更申請書(第17号様式)

■上記(4)の場合

- ①木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)
※在学する施設の証明を受けてください。

■上記(5)の場合

- ①木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等届出書(第9号様式)

18 その他

申請に必要な書類は、こども保育課で配布いたします。

19 書類の提出及びお問い合わせ先

〒292-8501

木更津市朝日三丁目10番19号

木更津市役所 朝日庁舎

健康こども部こども保育課

Tel:0438-23-7245(直通)